

甲賀市子ども・子育て応援団会議条例

(目的)

第1条 本市の未来を担う一人ひとりの子どもの健やかな成長に向け適切な環境を確保するための子ども・子育て支援に関する施策（以下「子ども応援施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市子ども・子育て応援団会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども応援施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 行政・教育機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に行われる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。